

10 議案第9号関係

おいらせ町通学バス条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(運行地区) 第2条 通学バスの運行地区は、豊栄、向山、苫米地、秋堂、中野平及び二川目とする。</p> <p>(使用料) 第3条 略</p> <p>(委任) 第4条 略</p>	<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(運行地区) 第2条 通学バスの運行地区は、豊栄、向山、苫米地、秋堂、中野平、<u>苗振谷地及び向坂</u>とする。</p> <p>(使用料) 第3条 略</p> <p>(委任) 第4条 略</p>